

Title	色川三中の黒船一件記録について(下)
Sub Title	On the record of Kurofune events made by a local merchant (III)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1981
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.51, No.3 (1981. 12) ,p.1- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19811200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

色川三中の黒船一件記録について(下)

中 井 信 彦

(7)

既述の通り、黒船風聞日記である『片葉雜記』は、もともと、三中がかねてから書きつづけていた随筆体の雜記『野中の清水』の巻七の一部として書き始められたものであった。つまり、世上の出来事に関心が深く、感想を交じえて記録するという日常の行動の延長として、『片葉雜記』はつくられたのであった。そして、黒船記録三部作の第三である『来翰集』の成立にも、それと同様の事情が認められる。

『来翰集』は、大判の厚紙を帖仕立てにした台紙の表裏に、来状を切り貼りしたものであるが、このような形で来状を保存することは、三中がかねてから続けていたことであつた。⁽¹⁾それをいつから始めたかを確言することはできないが、現存の限りでいえば、弘化三年(一八四六)に、二年前の分に遡って貼り始めたもののように思われる。保存には、当然選択が行なわれたに相違ない。その基準は明らかでないが、少くとも商用の書簡は除外されていて、惣じていえば文芸上の交友の手紙を採ったと概括できる。試みに弘化元年から翌二年初にかけての来状三六通を収めた第一帖をみると、その出状者は、長嶋尉信(既出)・如蓮大寅(土浦神龍寺住職、書家)・島田厩之助(当時土浦に滞在していた劍客)・佐久良鞞負(東雄)・大久保要(土浦藩重職)・橘守部(江戸の国学者、三中の師の一人)・山崎知雄(江戸の和学者・既出)・五

頭玄仲（土浦藩医、既出）・林清介（江戸崎村の国学者）・佐藤民之助（江戸の国学者、和方医学の唱導者）の十人である（特に長嶋尉信の手紙が多く一二通を数える）。

このようにして始められ、続けられた『来翰集』の第十六帖以下が、いま取上げている黒船記録三部作の一つとしての「来翰集」に該当するのである。第十六帖の表紙には

起嘉永六亥丑六月

至同年七月中旬

と書かれている。但しこの帖に収められている初めの二通、河田幸枝（府中の醤油醸造家隠居で三中の和歌友達）の五月二十八日付、五頭玄仲（既出）の同二十三日付の手紙はペリー来航前のものであり、三通目の六月九日付大久保真菅（既出）の手紙も、黒船について全く触れていない。下妻在菅谷村の真菅は仁江戸村へ埴輪人形を調査に行ったことなどを報じているだけで、恐らく来航のことをまだ知らなかったのであろう。

黒船の浦賀入港に触れている最初の手紙は、四通目の六月七日付、江戸の山崎知雄のものである。この手紙も、古典の貸借、三中が出版を仲介していた知雄の『日本紀略』板行の進行状況、村尾元融の『続日本紀考証』の摺本校正、伊庭時言死去の報など、常に変らぬ学事、学友に関する内容であるが、その末尾に近い一節に

此度浦賀表の儀、如何の儀に候哉、状実は相分り不申候へとも、扱々不穩儀にて人々窃に戦々競々の思をなし申候、此上如何可相成や兎角泰平の御事御同前願はしき御事に奉存候

と書かれているにとどまる。三中がこの山崎知雄に折返して関係文書の蒐集を依頼したことは、前節に述べた通りである。『来翰集』の中で、黒船情報を伝えるために書かれた最初の手紙は、五通目に貼られている六月十一日付の一通である。

昨三日夕七ツ時頃、房州北条沖合に異国船相見候由の処、同日夕七ツ時過右異船四艘一時に相州浦賀浦え乗参候に付、相房諸家様御陣屋より江戸御屋敷え昨夜より今朝迄早船にて数度御注進御座候、未右異船国名等も相分兼候得共、専風聞仕候に付、承込候趣一ト先申上候、以上

丑六月四日朝

昨三日七ツ時相州浦賀湊え亞墨利嘉ワシントウと申処の異船四艘一時に入津仕、東浦賀御台場より凡五丁程沖合に相掛り居候、内式艘は蒸気船と唱候、車仕掛ケ有之、大筒も左右に有之候、近頃工風の大筒も是又仕掛ケ御座候由、四艘とも乗組多人数にて、浦賀表御出役方船にて様子為御尋御越有之候ても右船えは揚け不申候故、乗組人数は勿論、何用にて罷越候哉、未暁と相分り不申候、一時に同所湊え入津致候間、相房総海岸諸家様御備場御固人数御出張、夫々御嚴重御手配有之、下々の者共見物不罷出様御申渡有之、大騒動に御座候、漁師義漁業相休、上方筋廻船の通船不相成由御座候、右は密々承探候趣一ト先申上候、以上

丑六月四日午の刻

右の書面、房州より来り候様子に御座候、尤江戸問屋より写参候、其節否承り不申趣に御座候、右異国船の風聞は前年浦賀え入津致し候船とは全くイキリスに相違無御座様子、殊に何か六ヶ敷事申居候と申事、未だ浦賀を出船に相成候様子無御座、時々は内海の様子見に蒸気船乗廻り候と申事、右ゆへ浦賀房州は不及申、江戸近辺不残諸家御固御座候由、異船の中蒸気船壹艘并伝馬船三四艘随ひ、六日に神奈川の真向本目と申処迄、浅瀬迄乗掛り参り候得共、直様乗返し候と申事にて、右ゆへ御固場処誠嚴重に御座候由、当領主佐倉公も当所御固に御出張可有之様子⁽²⁾の処、品川表御固被仰付、右場処え御人数御出張候由、当地も五日より十日迄御出張の人数待以上計五百人程の様子、十日夜九ツ時より曉方迄に御出張の人数同様六七百人も御座候由、大筒杯も四五挺も参り、武器玉粟等の荷物日々の事故数は知れ不申候、右の次第ゆへ日々夜々風聞繁く、暁と実説も無御座候得共、雑説多く、軍役には被使、其外日々の事ゆへ農業も出来不申程の次第御座候、若又浦賀辺にて事始り候ては、当地辺も如何成行か難計、日々心配仕候、海岸浦々は商用にて江戸通船は勿論、漁事も出来不申、小前のも共甚た難渋の儀と承り申候、寒川村辺役元より被申付候よしにて、上総人見合にて合図狼煙打上げ候得は老若子女は退散致、男子計残居候様被申渡候と申事御座候、当町は未だ右の沙汰は無御座候得共、御出張の人数并武器類荷物の通行日々の事ゆへ、近辺は一同大騒に御座候、猶又相替義御座候は、御便可申上候、以上

六月十一日朝

当日異国船の義承り候儀、式艘房州沖に掛居、東浦賀御台場沖え式艘、本牧と金沢の間、富岡紫村両所の沖合え式艘、昨日入津致し候趣、会津飛脚より承り候義に御座候、左様手近え異国船乗込候ては行々何様の珍事に相成も難計、日々心配而巴御座候、先今日承り候処申上候、宜敷御承引可被下候

六月十一日

署名や宛書の部分を欠くが、恐らく三中の娘千代の嫁ぎ先である千葉の近江屋仁兵衛の手紙である。姓は柴田氏、三中

色川三中の黒船一件記録について(下)

と同業の醤油醸造家であった。

見られる通り、近江屋仁兵衛の手紙は、江戸の間屋が写してきてくれたという六月四日付の風聞状をまず写しとった上で、その後の状況を見聞の範囲で述べているが、十一日の朝に書いたあと、その日の出状時刻までに得た伝聞をさらに書き加えていて、少しでも新しい情報を三中に知らせようとしていたことが窺われる。

千葉の姻戚柴田氏からの手紙は、これ以前に二通だけ『来翰集』に収録されている。尤も、その内容は嫁の千代を系図に書き乗せるので色川家の由緒を知らせてほしいという「白鶴老人」の書状と、それに同封されていたと覚しい三中夫人の病気快気を悦ぶ「弥一右衛門」の書状である。確証のない推測ではあるが、近江屋と色川との間の商用の情報交換は、かねてから行なわれていたと思う。六月十一日の書簡の文面がそのことを窺わせるとともに、これ以来に収められている八通の書状が、いづれも商況を主とした内容のものだからである。つまり、黒船来航以前の『来翰集』では除外してきた商用の書簡を、来航後は一部を選択的に収録し始めたのであって、三中の書簡保存基準の変更が、明らかにそこに現われている。

なお、六月十一日付近江屋仁兵衛の書状は、その内容の点でも注目すべきものがある。事態の推移を不安な思いで見詰めていることはいうまでもないが、とくに「睨と実説も御座なく候へども雑説多く、軍役には使われ、其外日々の事ゆへ農業も出来申さざる程の次第」といひ、また「商用にて江戸通船は勿論、漁事も出来申さず、小前のものども甚だ難波の儀」と書き送っており、夫役に徴用され、生業を阻げられた「小前のものども」への影響に、近江屋の眼は注がれているのである。それが、黒船渡来の第一報であったのである。そして、さきに述べた通り、この近江屋の手紙が書かれる前日から始められた三中の風聞日記もまた、事件の推移と並んでそれが民衆に与える影響に強い関心をよせていたのであった。そこには、醤油醸造家という地方都市の市民の一階層に共通の意識が、はしなくも示されている。

近江屋仁兵衛は、この後、ペリーの帰帆を報じた六月二二日付の書簡の一節で

小子愚案には、異船此度にて有之問敷却とも奉存候。進々左様の変事出来候義難計心配仕候

と述べたあと、物価の動向に転じて

外品も同様、米も異船一条にて江戸大高直に相成、一ト頃は五斗三升に相成可申事候へ共、此節追々下落仕候

一米 六斗三四升より

一糯米 六斗三升

一大豆 六斗六七升

一新小麦 石三斗に五升 但し上干上品

一銭 六貫五百文

右七月十四日

と報じている。⁽³⁾ 外交問題が今後引続いておこることを予測している点でも、そうした局面を自己の営業と結びつけている点でも、近江屋と三中とは全く同一の視点に立っている。なお、この書簡には「江戸表にて写取候書類差上候間、御一覽可被下候」とあり、その書類（別筆）が書簡につづけて収められている。これはむしろ『草の片葉』に収録されるべきもので、十二日の帰帆にいたるまでの簡略な経過と、七日付の内密状および八日・九日の江戸町触が写しとられている。三中が江戸の学友山崎知雄・黒川春村に関係文書の蒐集を依頼したことはさきに述べた通りであるが、恐らく千葉の姻戚であり同業者でもある近江屋仁兵衛にも同様の依頼をしたのではなかったであろうか。

近江屋仁兵衛の書状をさらに追ってみると、一月六日付のものは黒船には全く触れることなく

当地も佐原も商内ものは至て不人氣に御座候、江戸も同様に御座候、正油も恵比講前後より追々不景氣に相成、上物中物下物とも安値に売出し候もの御座候様子ゆへ、一ト頃の値は最早売崩申候、行々如何相成可申哉と心配のみに御座候

と、全くの商況報知に終止している。

近江屋は翌安政元年正月のペリー再航時にも詳細な情報を、江戸・千葉の商況とともに三中に書き送ったが、同年三月七日付の書簡の中で、次のように述べている。

色川三中の黒船一件記録について（下）

御地も御領主様は御繩入哉有之候由、当節柄にも不抱右様の義被遊候は、御上様には如何思召に御座候哉、大小の百姓の難義も不顧、異船騒きの中に致候事、御役を被遊候御上様にも似合不申義に御座候、若百姓の中に一命を捨候了簡にて事を始候は、御家にも障候義も難計存候、眼前当領主にて佐倉宗五と申義も有之、何申も大小百姓難洪の義に付、乍隠心痛仕義御座候

明らかに、三中は近江屋仁兵衛に土浦藩の再検地のことを怒りをもって報じたのであり、仁兵衛はそれに応えて、大阪城代という重職にある土屋侯に似合わぬ措置であるといい、自己の属する佐倉藩の宗吾の故事を想起しつつ、百姓一揆の爆發を予測し「大小の百姓難洪」を「心痛」しているのである。そこにみられる三中と近江屋仁兵衛の関係は、単なる姻戚や同業者である以上に明らかに同志である。

(8)

そのような近江屋仁兵衛の書状に始まる黒船以来の来翰は、およそ二五〇通を数える。それらの全部が黒船来航にかかわりのある書簡であるわけでは決してないのである。むしろ、来航以前の時期の『来翰集』に収められているものと、本質的に少しも変わっておらず、変らないものの中に黒船関係の書簡なり記事が含まれているというほうが実状に近いのである。現に、『来翰集』第十六以下に収められている書状の出状者は五五人であるが、その殆んどはそれ以前の書状が来翰集に収められている人々であり、新しく登場するのは、三輪田綱磨と諸岡節斎・正斎父子の三人くらいのもので、彼らは黒船以後に来泊して三中との交際が始まった人達なのである。

出状者五五人のうちで最も数の多いのは、江戸の山崎知雄、府中(石岡)の医者小沼貞斎および結城郡菅谷村の名主隠居大久保真菅の各一四通で、黒川春村の一〇通、長嶋尉信の九通がそれに次いでいる。これらの名前は、『片葉雜記』『草の片葉』の紹介のなかですでに馴染ぶかいもので、三中にとって重要な情報提供者であったことは繰り返すまでもない。但し、これら五人のうち、小沼貞斎の場合は、来航以前の書状は二通しか残されていない。貞斎は三中の家のホームドク

ターの一人で、特に病気がちな妻竹女の主治医であったが、関係は恐らくその限りのものであったらしい。そして、黒船来航に対する共通の関心が、急速に二人の間を近づけたと思われる。水戸の支藩である府中藩の藩医貞斎は、水戸老公の強硬論と同藩の大砲に強い信頼と期待をよせつつ、それらに関する情報を次々と三中に寄せると同時に、前節に記した通り、三中の『草の片葉』を借覧、筆写することによって知見を広め、ますます憂慮を深めて、状況の推移を三中に尋ねつづけたのである。

一件の儀、毎々為御聞被下、万々難有奉存候、兎角長引可申風評、行々は御高按の様に可相成哉とにがく敷事に御座候、被下ものゝ写一本、水戸より参り申候、定て御覽被遊候御事とハ存候得共、若やと存差上申候、彼よりけん上もの写も一覽致し候得共、未だ写取不申候

これは安政元年三月一日付の書状の一節で、三中が単に集めた情報を知らせるだけでなく、事態に対する彼なりの見通しを貞斎に示していたことが窺われ、三中が単に情報のキーステーションであった以上に、地域のオピニオンリーダーの役割をあわせもっていたことが知られるのである。

リーダーとしての三中の役割を示す他の例として、夷敵調伏の献歌運動がある。来航のことを知った直後に、三中が「天地の神にいのりてきりはふりえみしがどもの種つくさまし」と詠み、それを含めた、一門の和歌百首を蒐めて、下野結城郡野爪村の八幡社に献納したことはさきに述べた通りであるが、献歌と祈禱を運動として友人たちにも呼びかけたのであった。六月二四日付の河田幸枝の書状の一節に次のようにみえている。

異国調伏の百首、何卒御認御恵投被下候様奉願上候、己がひかの長歌御覧に入申候、御笑見御加筆可被下候、内談は未だ発語不仕候間、後便に可申上候、大海・貞斎老御状早速相達申候間、左様御承引可被下候

河田幸枝は府中の酒造家（隠居）で、三中の親しい歌仲間であった。そして文中に貞斎とともに名前のみえる大海とは、府中の外港高浜の歌人鬼沢大海であって、三中にとっては国学・地志の面で師に近い関係が早くからあった先輩である。⁽⁴⁾ 三中は幸枝だけでなく、同地の小沼貞斎と高浜の鬼沢大海へも、調伏献歌を呼びかけたものと思われる。

尤も、三中の呼びかけがどれだけ実を結んだかは必ずしも詳かでない。例えば河田幸枝の十月十日付書状に

六月中詠候異国調伏の歌、願主有之、惣社明神へ奉納仕度由、猶神主様よりも所望致され、無抛昨日認候間、御覽ニ入申候、御覽相濟候は、早速御返却可被下候、願主かたにて巻物に仕立申候由、左様に思召可被下候

とみえる。同志をつのって献歌する運動がそのまま実現したのではなく、調伏の祈禱を献ずる願主が幸枝の長歌を奉納する形になったように読みとれる。この異国調伏の祈禱も、三中の運動の一つの形であったのかも知れない。次にのせる結城郡沼森村鷲神社の神職、高橋相模の嘉永六年十月二三日付書状がそのことを窺わせる。

御近所竹来村鹿島社にて異国調伏の祈念仕候由被仰聞、殊に府中惣社宮にても右様有之やの由、感心仕候、当方も同職衆中え夫々及談候処、同意の者も半分にて早速事に及兼、就ては小子一存の力を以地頭処え相届、祈願仕候積り、世の中も色々の心意にて一心に参り兼、誠に残念至極に御座候

三中が一門に呼びかけた献歌、祈禱の攘夷運動は、必ずしも広範な反応を得ることができなかった様子がうかがわれる。偏狭な攘夷主義に同じないものが「半分」であったという高橋相模の報告は注目に価いする。

事実、三中の世界情勢に対する無理解を直接に批判していた者が、彼の周辺の中にもいたのである。嘉永六年十月二〇日付の香取左織の手紙はその一例である。

(前略) 先年御入覽申上候海国兵談と申書物、大人には甚た如何敷被思召候事の様に奉察候得とも、右書籍前後繰返し相尋ね申候に、当今の形勢には悉く肝要の様に覚申候、天明より後五百年を経候は、果して用可有之由相見へ候得とも、百年をまたずして右の書物用立候様に相覚申候、右彼人の書にても無之候ては実々蒙昧の事と奉存候、外に小生江戸表出立に御座候節、潮来茶村公の兄公蒿村翁の禦戒之策等、風土書物の下より取出し読見候に、実に確論の様に感心仕候、右等の書定て御入手とは奉存候得とも試に奉申上候(後略)

香取左織は、香取神社の神職・録司代家の当主豊俊で、要害家の香取実房とともに、かねて三中の香取文書の調査の協力者として親交があった。黒船来航後間もない六月一四日付の書状に

此節相房の間異国船の騒ぎ御座候由、御地辺は奔命のものも有之間敷、香取近村は往々人扶に相走り申候事に御座候、石納村結佐村

杯は藤堂領に御座候処、一戸寺人位の割に人扶相当り、相残り候者は老と幼とのみ御座候との事に御座候、誠に憤敷義に御座候と書き送ってきているように、黒船来航による民衆の負担増に何よりも注目していた点で、三中らと共通の位置にあったことが明らかである。そして、十二月に香取社で勅旨による七日間の安国祈禱が行なわれたとき、満願の日に階下で三中の祝詞をあげる機会を提供したのも、かねて三中がおこしていた献歌・祈禱運動への協力であったと思われる。そのような関係にありながら、なおかつ左織が三中の海外事情への無知にかねてからあきたらない感をもっていたことが、かつて供覧して不興を買ったことのある林子平の海国兵談に改めて触れている文章にあらわれている。

そして恐らく同様の不満をもつ者が他にも存したと思われるのは、例えば埴忠宝の紹介で来遊し、三中の田制・度量史の研究に心酔して永く滞在した菅原長好の行動に、既述の通りケンペル鎖国論や池田洞雲訳『地誌抜訳』（『草の片葉』巻二六）などの提供があるからである。

眼を外にも向ける必要に、三中自身もやがて気付いたようである。『草乃片葉』巻一一に所収の大槻盤溪の上書は三中の手写になるものであるが、そこに「彼ヲシリ是ヲシルヲ軍事ノ要トス、大槻氏ノ書彼ヲシルノオヲミル、未タ是ヲシルノ弁ヲシラス」と、感想を朱筆で書き入れているのである。しかし、三中は黒船来航の真意が軍事侵略にあるという理解を動かさなかったし、京都の公家たちほど強烈でなかったにせよ、異国は夷賊だという偏執から自らを解放することは遂にできなかったようである。

そのような立場に立つ三中をリーダーとする彼の周辺が、現実にとどのような行動に出たか。『来翰集』から知ることのできる一つの事例として、農民武装の計画を、若干の補助資料と合わせて紹介しよう。

(9)

この点で三中一門で突出した行動にでた始めは、これまでも屢々その名の出た結城郡菅谷村の名主隠居大久保七郎兵

衛(眞菅)であった。そもそもこの人が初めて三中を訪れたのは、黒船来航に先立つこと二年、嘉永四年七月のことであった。帰宅後に書いた八月一日付の手紙が『来翰集一〇』にある。

(略)且過日^{二字流メズ}□□仕、寛々御馳走の上種々御物語承り忝奉多謝候、何を申候も不拙不肖の義故、御尋も不行届恥入候事奉存候、乍御厄介様此上推参仕、御教導願度奉存候、乍末御内圭様え宜敷御鶴声奉願上候、将亦模写の分少々御座候に付、差上候、尚可然古文書見当り次第、是又差上候、猶期後音候、謹言

八月朔日賀日

大久保七郎兵衛

色川三郎兵衛様

忠教(花押)

人々御中

追て申上候、此辺諸相庭もいまだ定り兼候へとも

早大豆 壺石〇三四升

同小豆 同断

小麦 壺石壺斗五升より

米 四斗八升より五斗五六升

古河町境町迄右等の事に御座候へとも、先々今日杯も無難に有之候上、田方ヶ成の作方に有之候間、新米出来候ハ、米其外下直にも相成可申奉存候、下拙杯は百姓一派にて暮に御座候間、諸国高直は宜敷様に御座候得共、実々中通の相庭に無御座候ては、世上殊の外騒ヶ敷、なとなき心意不宜奉存候間、先下直に相成候様相願申候、右様けち成る事を申上候間、御笑可被遊候、先は早々如斯御座候 頓首(後略)

眞菅の三中訪問は、隣村沼森村の上記の神官高橋相模の子靱負が、当時書生として三中の許に寄宿していた縁故によるもので、三中宛の書状に添えた同日付の靱負宛書状が『来翰集』に併せ収められている。この手紙の中で眞菅は「過日は初めて参上仕、御執成に預り忝事に御座候、別て珍敷文書類沢山拝見仕、是迄の年月にくらひ候節は最早生涯拝見致し不申候とも宜敷心地仕、朝暮雀躍仕、誠に感服仕、此上度々参上仕候間、先生様へも宜御執成可被下候」と記したあと、過日近所の神官たちの書籍会に出席したが「御咄し承り度御仁更に相見へ不申候」といい、それに続けて

拙者共は百姓の事にて、なに一は存不申ても宜敷候へとも、皆々様一階上の御仁にて、人に教導も不致候ては相成不申候御身に御座候、右等御推察被成、此上能々学問の功御積可被成候、兎角口が大切に、禍も口病も口とやら申候間、食事に御心を付、御身大切に学問出情偏に奉願上候、実々拙者とも老後貴公様に承り候節は何よりの楽み有之候間、不怠御出情奉願上候

と書き送っている。真菅はこのとき五十歳であった(三中五一歳)。持高一三〇石、ほかに先祖が大坂陣従軍の功によって山川城主松平定綱から賜ったと伝える原野一〇〇町歩をもつ土着の豪農で、壬生藩領菅谷村(下総国結城郡、現在八千代町菅谷)の世襲名主である。靱負に宛てた書簡は、そのような豪家の主人が勉学にいそしむ隣村の若者に与えたにふさわしい筆致と内容をもっている。その真菅が三中の門をたたいた動機は詳かでないが、多数の古文書を集めて歴史の研究に打込んでいる三中に忽ち深く傾倒したことが、文面によく表われている。

いま引用した三中および靱負宛の書簡の中で、差当り二つの点を指摘しておきたい。一つは「拙者共は百姓の事にて」という一人称の表現である。三中宛にも「下拙扱は百姓一派にて」と書いているように、真菅は「百姓」であることを殊更に強調しているが、その百姓である自分を拙者——それをへりくだって下拙——と呼称しているところに、彼の意識の表現があると思われる。そして、後に触れる通り、これは真菅個人だけのものではなかった。三中をとり囲んでいた農民たちに、この呼称が共通に使われていたのであって、当時の上層知識農民の在り方を示す一つの鍵がそこに示されていると思われる。

他の一点は、三中宛の追書の部分である。よい師に出合えた悦びを述べた本文のあとに、卒然と古河・境両町の穀物相場を示し、百姓一派の自分たちにとって有利な高値よりも、世上人心の安定する中位の価格を願うと言っている。大久保家に現蔵されている真菅の日記によると、当時かれは所有原野の開墾に着手していて、用水問題の権威として知られていた二宮尊徳の指導を得ようとして百方手を尽していた。在村・手作の豪農である真菅にとって、「世上殊の外騒がしく」あることが自己の存立にとって、穀物価格の高低よりも遙かに強い関心事だったのである。そしてそのことを、いま国学

の師に選んだ三中——ここではより多く醤油醸造家としての三中——に向って、恐らくその同意が得られることを予期しつつ、直截に書き送っているのである。⁽⁶⁾

これもまた、真菅一個の、あるいは三中とともにだけあった意識ではなくて、天保の百姓一揆高揚期を体験した上層民に共通のものであったに相違ない。そして、それが飢饉という異常事態に強い誘因があったとしても、一揆発生が、飢饉以前から、特に以後には一層強く、都市にも農村にも常在していることに、彼らはその日常生活の裡で強く感じ取っていたに相違ないからである。詳しくは別稿に譲るが、三中入門前後の真菅の日記をみると、名望家としての彼の日常は多忙をきわめたものであった。居村は勿論のこと、周辺はかなり広い範囲にわたって、次ぎ次ぎに発生する公私のトラブルの仲裁者として、真菅は奔走しつづけていたのである。事件は村々にかかわる用水問題から個人間の金銭貸借までさまざまであるが、家庭内のトラブルもきわめて多かった。そして、家庭のトラブルを彼のもとに持ち込むのが主として女性であった点が、特に注目をひく。意に添わない結婚を親から強いられた娘、怠け者の夫と別れようとする妻などが数多く日記に登場するのである。旧家の没落や富農と貧農の対立だけではなく、個人のレベルにまで及んで、農村の在来の秩序は根底のところ動揺していたのである。そこには新しい胎動が、農民の生活破壊とともにあったのである。そして、名望家としての真菅は、それらの渦中に身を提して仲裁の途を求め、夜を徹して話し合いに立会っていた。

さて、真菅の礼状に接した三中は八月五日付で返事を書いている。以下はその後半の一節である。

米価高直、古河町相場等被仰付忝候、爰元も米五斗壹式升に御座候、大豆は甚高直に御座候て、本場上物八斗式三升と申事に御座候、此通にて参申候へは、高直の上の上作故、関東の洪福と先々大慶仕候、異国船等の義も有之節、公私の喜、実に此事に御座候⁽⁸⁾

三中の視座は真菅のそれと若干異っていたことが示されている。相場の高いなかでの豊作が齎す好況を、異国船問題を前にして公私のために悦んでいるからである。そこにある真菅の専ら体験的な認識と、三中の経営者的であると同時に客観的な認識との差が、学問上の尊敬と重なって、真菅を特殊な形で三中の強い影響下に引き入れていったと思われる。なお

ここで言い添えるなら、三中が「関東の洪福」という表現をとっていることに注目したい。恐らく特に意識して選んだ表現ではないであろう。そうであるだけに一層、平素三中の頭にあつたものが卒然として表われたと思われる。三中には、当時一般に行なわれていた藩を国家とする考えが全く存在しなかった。黒船渡米が国の危機であるというとき、彼の国は終始「すめらみくに」としての日本国家であつたが、それは三中にとっての理念であつた。理念であるが故に強烈であつたことも事実であるが、彼の身についた空間的な実体は、ここで何気なく流出された「関東」だったのである。もちろん、関八州というような具体的範囲が描かれていたのではない。彼にふと「関東」と書かせた基底になつた実感的な地理空間がどのようなものであつたのか、そしてその実感をさらに基礎づけていた実体は何であつたのか。それらを明らかにするところに、私の三中研究の一つの目標があるのである。

さて、高橋鞞負に書き送つた通り、真菅は四〇キロの道を遠しとせず、屢々土浦に赴いて三中を訪れた。三中の日記に、真菅のために古訓古事記・日本紀・続紀・万葉集・東鑑を初め、万葉考・祝詞考・古事記伝などを江戸から取寄せた記事がみえるから、古典の研究を本格的に指導し始めたことが知られるし、三中がとくに慇懃したのは郷土史の研究、とくに在地での史料採訪であつた。真菅が多忙な日常の裡で古文書を写し遺物の拓本を摺つて三中のもとに送つたことが、数多い書簡によって知られる。いささか余談めくが、嘉永五年二月に三中は「東国無上の至宝にて、実々此書によらず候ては近古東国戦争の始末は決してしれかね候」といって、『関東古戦録』の書写を真菅にすすめた。そして、よくない写本一揃と別に端本をかねてから持つていたが、このほど善本一部を借りたので、貴下も写されるとよいと思うが、差当り自分の欠本分だけを写して呉れまいかと頼んだのである。悦んで承知した真菅のもとに、折返し差当りの分として借用本五冊と所蔵の欠本が十帖の岩城紙とともに届けられ、所蔵本との照合がむつかしいので、借用本をそっくり写しとつてほしと改めて依頼された。「但し字行原本通りに無之候ては校合にひま入申候」と、書写の仕方も事細かに指示されてきた。『関東古戦録』は全二十巻の浩瀚な書物である。閏二月三日付の書簡で真菅はこう書いている。

且亦関東古戦録全部写可申旨驚人候、小弟義欠卷の由被仰候間、不足の分計と差心得候処、不残の趣、兎に角御遣し被成候分はとうやらかうやら写差上度奉存候得共、過急には行届不申候間、左に御承引可被成下候

真菅の驚いた様子が正直に記されていて興味ぶかい。早速取掛って二冊分を書写して、三中に送ったが、とても手に負いきれないと思ったのであろう、近村瀬井戸村の郷助という人の所へ行って協力を頼んだことが日記にみえている。自分用の分の書写を頼んだのかも知れない。『関東古戦録』の書写はこれ以来つづけられて、三中・真菅の共同の校合が終ったのは、丸三年を経た安政二年三月のことであった。昭和五十一年に中丸和伯氏の校注で印行された通行の『関八州古戦録』（新人物往来社版）は、実に静嘉堂文庫に現蔵されている真菅の書写本を底本とするものである。

このようにして、多忙な真菅が寸暇をさいて採訪に写本に、また和歌に三中の指導をうけるうちに、嘉永六年六月の黒船来航の日を迎えたのであるが、その十二日付の書簡で、三中は真菅に次の通りに報じている。

去年中風聞御座候異国船六七艘先日四艘の処、此節七艘に成る浦賀沖へ寄候に付、大炮発し候へともとゞき不申、夫より七日夜中壱艘金川沖へ漕来候て、又々元の浦賀へこきもとり申候よし、右に付所々御手当等御敵重追々大小名の侍衆出府に相成申候、此度の義は実に国家の大事、如何可有之物に候哉、扱々歎息の至に御座候、戸さゝぬ御代と存候内、忽に合戦のちまたに罷成候半事、返々存し不寄事故、一旦は必不覚も出来可申候、夫に付ても年穀豊熟候様をのみ専一に相祈候、上方筋舟往来とまり申候まゝ米穀通し不申、扱々上下心配此事に御座候、尚一雨御座候は、冷風も相催可申、其内御入来御待申上候

そして奥書に、かの「天地の神に祈りて切はふり夷かともたね尽さまし」の一首を書き加えている。戦争は必至であり、軍事力の不備からみて一旦の侵略はうけざるを得ない。上方からの運送はすでに止まっているので、今年の豊作を祈るほかないというのが、この時点での三中の判断だったのである。

菅谷では、偶々名主である息子七郎衛門（忠善）が江戸出府中のため、真菅は公用に追われていた。六月の真菅日記から関係の記事を次に抄出してみよう。

十三日 天晴 新宿罷出る、是は此度異国船渡来に付、御用金百石に付六両也嚴敷被仰渡、当分早速三両也相納可申旨被仰渡、瀬戸

井立寄取極

十四日 天晴 御用金村々上納、外馬飼場八^(兼)日俵五十俵山川へ被仰付、壬生御城廻りは人足式百人、内百人は脇差を帯、百人は無こし也、馬拾五疋、御城内にて早鐘打候節は早々駈付可申旨嚴重に被仰渡

十五日 天晴 八ツ頃小雨降 去七日頃より浦賀沖に相見候趣にて世上騒敷、関宿御領分は百石に付人足壹人、壹ヶ村に付味曾壹人被仰付、八日の夜船にて人足は相登り候由に御座候(中略)

十八日 天晴(中略) 去る十三日異国船渡来に付御供奉願候書付

覚

元名主 七郎左衛門

右の者義今般容易不成義に付、御人数乍恐御不足とも奉存候間、先年の通御供被仲付度奉願上候 以上

右願に付十六日罷出候処、先年の始末御尋に付、慶長元和両度の御供松平越中守様御人数に罷出、御褒美として根野谷原地立木の儘被下候段、覚書差上候(中略)

(七月) 二日 天晴 土浦書状遣し并婆心録添

記事の終りにみえる七月二日付の三中宛真菅の書状が『来翰集』にある。

(前欠) 去七日愚息出府候処、彼異賊の船相見へ、忤留主中領主役場殊の外の周章にて、一昼夜不寝、飼草或は火繩など申、俄に百姓へ課役申来、小子は腹にへかへり候、扱々小身の大名に御座候へとも余り家中も無之様に世評恥入候、漸愚息十七日帰宅仕候故、始末承り候へとも区々に有之、難申上候、右に付愚哥御覧に入候へは御一笑奉願上候、且御奉納の百首謹て拝し候、誠に如尊意我大御国の尊き事、異賊共知る処にあらす奉存候、来る十六日筑波迄罷越候間、夫より御尊家へ向、三十日程御師範奉請度、宜敷御承引伏奉願上候頓首

七月二日

真菅

九拝

三中先生様

日記は用向きの内容と伝聞を摘録しているにすぎないが、それらの直接に携わった領主壬生藩の狼狽と御用金・夫役に眞菅は「腹にへかへり」、手紙では伝えていないが、「御人数乍恐御不足」を理由に挙げて、先祖の由緒をもって従軍すること

色川三中の黒船一件記録について(下)

とを願っていたのである。そして、一か月の予定で三中の許に滞在し、「御師範請け奉り度」と申入れたのであった。これまで温厚篤学な名望地主として毎日を過ごしてきた真菅は、俄に異常なまでの激情をたかぶらせているのである。その契機が、軍備不足のために侵略はまぬがれないという三中の通報と、領主の周章狼狽を眼のあたりにした彼自身の体験とにあったことは想像にかたくない。

七月下旬に予定した土浦行が何かの都合で延引している間、真菅はその日記に

七日 天晴 宗道行 是は松本氏に古文書有之に付、鞆負様同道、帰宅

とあるように、三中の書生を辞して沼森村の鷲神社に帰っていた高橋鞆負とともに、宗道村へ宗任神社の古文書を調べに出向いたりしている。このことを報じた七月八日付の鞆負の書簡には次のように書かれている。

(略) 兼々御咄申置候宗道村宗仕明神の古文書、昨月七日に写取候に付奉入貴覽候、宜敷御落手可被下候、只今有之候此本書は元禄十三庚辰歳の写にて、元の本書はいつうしなひ候や一切相知れ不申事に御座候、野生参り写居候処、跡より真菅も参り兩人にて一冊をうつし候間、書風も少々ちかい申候、川尻村赤松氏の古文書、女村山川氏其外所々に少々は有之候間、追々写取差上可申候(下略) たかぶる感情を抑えつつ、かねてから続けられていた一門の古文書調査⁽¹⁰⁾に真菅も参加していたようにみうけられる。

真菅は予定より一月余り遅れて、九月二日から十一日までの十日間、三中の許に滞在した。高橋鞆負と鞆負と入れ代りに書生に入っていた野爪村の、これも神官の息子大久保一学が同行した。三中のところには、例の菅原右京が滞在していた。

伊豫大御嶋神官菅右京亮殿に色川の亭にて再会す、不思議の事也、都合三度也

と真菅は書いている。真菅が訪れた九月二日の『片葉雑記』の記事は多い。以下はその後半の摘録である。

晚景菅谷大久保氏来語曰、御老中関宿領主久世大和守殿、公刃御名代被仰蒙候に付、大砲鑄立其外武備尤嚴重のよし、御家中重役計りは是迄通、其余は悉く女家内のもは国元へうつし、江戸は勤番の相成候様うかゞひ相済、此節其趣に成候よし

越後国より上州へ出候古三国峠の脇をこえ、直に相越候道有之、むかし謙信度より此道被出たるよしなり、越後の河を米穀を為登、

とね川の上へつみおろす迄わつかに拾里を馬に背負せ、其他は河舟にて北越の米を江戸へ可取に定り、八月上旬より御普請に取かゝり、既に大半出来、当年中越後米江戸へ可着候様成ると云々

浦賀より鎌倉辺切通し出来、岩陰より大砲打出候様出来、夜を日に継で先日已に出来成就云々

去年暮比より江戸住居難渋にて追々田舎へ流落候よし、土浦なども毎日々々多く妻子をたつさひて通行、日々の事也、殊に六月アメリカ一条よりは落着無之、殊更夫なくとも当春中妻子置去りのもの五百余人と申事の処、可様の大事相重り候まゝ此節甚しく、牢人いくらかもく通行なり、当所へも多く住居なり、菅谷氏申、此間は下駄屋十一人迄揃ひて流落、又過日あふれもの十余人白昼押借等いたし、池森の辺通行、其外夜盗強盗甚多しと云々（下略）

土浦川口町の醤油工場の一角にあった三中の住宅に集う人々に交って、騒然たる世相を語り合ひ、危機感を共にした真菅の姿が想い深ぶ。しかし、十日後に辞去した日の日記に

十一日 天晴 土浦出立、続日本紀・倭名抄・源氏持参

と書いている所を見ると、三中が依然として真菅に古典学の指導をつづけていたことが察知される。そして、実をいえば、私がいま三中に寄せている関心の焦点の一つはこの所にある。即ち、本稿の初めから繰返えし述べている通り、三中は黒船の渡来を契機として「天下一変」を予測していた。しかもその原因を国内に、具体的には民衆に対する「苛政」と「収斂」、および権力の腐敗にあると考えており、民衆の暴動による政治体制崩壊の必然性をみていたのである。黒船一件記録の作成は、その経過を、同時代史として後代に遺すために始められたのであった。その三中は、まさにそのような危機感のただ中であって、薬種・醤油醸造の営業に打ち込み、さらに土地制度・度量衡を中心とする歴史の研究と、古典の正確な本文校訂の作業や古文書の探訪蒐集に熱中していた。それらのものが三中の中でどのように位置づけられ、関連づけられていたのか。とくに、そのような人物像は、いかなる歴史的存在として理解すべきであるのか。三中とその周辺に対する私の関心はそこにある。そして、持高一三〇石の名望・篤学の名主隠居大久保真菅は、そのような三中一門と深いかかわりを持ち始めたのである。

さて、十日間の滞在をおえて帰宅した真菅は、十月一日、壬生藩代官から村役人の年齢と村内小前のうち「力量のもの、実躰強気者」の名簿を提出することを求められて「へんてつもなき事哉」と、日記に書いている。藩が出陣の際に足軽小者として農民を徴発する準備にかかったことを感知して、嘲笑しているのである。そして翌日大検見通行中の大目付と代官の昼休所へ出頭して、自分たち父子と、わざと病身者と注した小前一人の名を列記した答申書を提出している。

在宅二十日余りした真菅は、十月七日に再び土浦へ出向いた。このことについては、三中の『片葉雑記』の同日の条に「菅谷大久保氏来語云」として二つの情報が録されており、十一日の条に

菅谷大久保真菅、関へ弟子入相談出来、但黒木庄九郎殿取持也、拾刃鉄炮打候習のため也、此節柄勇壯可感事也

と書かれている。この度の真菅の土浦行は、実に鉄砲習得のためだったのである。十二日条にも

今十二日、大久保(菅谷村七郎兵衛)真菅ぬし関へ弟子入いたし、拾刃炮打ならひに行、夜に入又行、五ツ半時帰る

とある。真菅の日記にはこのところ欠落があるが、

(前欠)同夜行、ためし稽古の御方へ饅頭百五十致持参進上

十三日 天晴 関先生へ行、夕方帰り同夜同行、炮術ためし

とみえる。真菅の熱中ぶりが窺われるとともに、老骨に鞭うつその姿を感動をもって見守る三中がそこにいる。ところが、昼夜を分かたぬ鉄砲修行は僅か二日間で終わった。

十四日 夜より雨降 黒木先生御同道、土浦出立、宗道泊り

と真菅の日記に書かれていて、砲術師範関氏への紹介者黒木庄九郎を伴って、早くも帰宅の途についている。そして三中の『来翰集』には、次に掲げるような十月二十日付の真菅の書簡と添付書類が収められている。

此間は昇堂仕、世上の有形御教諭被成下置、殆徹身胆有難仕合奉存候、然る処、私留守中領主役場へ村々一同御呼出有之、山川領一万石の高へ四千両とか申用金、前代未聞の事にて村々大難渋仕候へとも、私は帰宅の上願書差出、漸金貳両上納仕候、尤当分百石六兩残りは無尽と振替、一口式分掛の積敷敷被仰渡、実否明後廿二日壬生役宅にて村々一同可申上筈、悴義は明日早朝出足、別紙恥入

候得共願書の鹿筆御覽に入申候、誠に申上兼候得共、具足一領も用立不申由、鉄炮は不残ふけ筒に相成、歎ケ敷次第、残念此事に御座候、君の祿をむさぼり妻子を扶育仕居候御家来、老人として心付不申段、誠に家運も傾く哉と歎息仕候、其上陣所取締の御役是又危急存亡の義と奉存候、近々罷出余は御内話可申上候、此書御披火中く、可恐の一事に御座候 頓首

十月廿日夜認

真菅

九拝

三中尊師机下

乍恐以書付奉願上候

拝借用人 七郎左衛門

一鉄炮壹挺 但玉目拾匁五分

右は猪鹿威として御拝借筒被仰付度奉願上候、何卒以御慈悲御聞濟被成下度、右願の通被仰付被成下度偏に奉願上候 已上

菅谷村

名主 七郎兵衛

年号月日

郡御奉行所

山川御領分菅谷村名主七郎兵衛并元名主七郎左衛門一同奉申上候、私共村方の義、高升本合百三十拾石余所持罷在、素より壱村壱人にて人馬足役昔より御免除被成下置、家族は勿論私家来に至迄無難に永続仕、偏に御仁恵の莫大成事、乍恐難申尽奉存候、乍併困窮の私故、御用等も其時々行届兼、御勘弁の上ケ成相勤罷在候、然る処去六月中異船渡来の趣被仰出、直様九牛の一毛に御座候へとも御供の御人数奉願上候義は、是迄御潤沢を以永続仕誠には為御国恩の万々一、此上異賊渡来の砌は於御馬先、卑賊には御座候へとも御身命可奉報君恩と奉存候間、御賢慮被成下置、何卒以御慈悲右願の通御聞濟被成下度、偏に奉願上候、猶御尋の上口上可奉申上候 已上

さきの滞在中に与えられた「世上の有形」についての御教諭は「殆ど身胆に徹」したと真菅は言っている。そして帰宅してみると留守中に百石につき四十両という未聞の御用金が領主壬生藩から課されていた。藩の鉄砲は残らず古びて形も変ってしまっているという。祿をうけて家族を養ってきた家中の一人として心付ける者がなかったとは歎かわしい限りだと述べて、「恐るべきの一事」と結んでいるのである。これが、さきに『片葉雜記』から引用した「大名は扱置ぬ。今の

世に旗本といへるものぞいと心得ぬ物なりける」に始まる三中の武士批判と全く同主旨であることに気付く。恐らくそれは三中の真菅に説いた「世上の有形」の主旨でもあったのであろう。さればこそ、ここで真菅は郡奉行所に鉄砲拝借を願ひ出で、さらに異国船再来の際の従軍願を改めて提出しようとしたのであろう。

三中は折返して「誠に不堪感涙、雀躍の仕合奉存候」と返事するとともに、頼みに任せて従軍願書の草案に筆を加えて送付した。訂正箇所は少くないが、特に終りを

是迄永年御領分に罷在、御恩沢相蒙、殊国家安危の時節に相成、私風情卑賤の身分には御座候得共黙止罷在候儀にも無之、此時節御
国恩の万分の一を奉報度

と改めている。一見へりくだった表現に書き改めたようにみえて、実は、本来自分たちの出る場ではないが座視するに忍びかねるという意中を表わそうとしたことが明瞭に読みとれる。なお三中の返書には「若御許容無之候は、公辺へ相願候様に御申可然哉に愚按仕候」と書かれている。

このあと、真菅の手紙は暫く『来翰集』の中に見当らない。そして十一月十一日付の水戸の学友石川幹文の次の書簡がある。

貴書拜見仕候、向寒の節に御座候へ共弥御安康被成御座奉拜悦候、先日参堂毎度御丁寧を被、万謝此事奉存候、然は菅谷村七郎左衛門てふ仁、修心の由にて御差向被下、至極勇壮なる人にて感心此事奉存候、門入の儀取扱候間、委細同人より御き、可被下候、乍併白頭翁をもみつけになさん事よと愁感余斜被存候、公辺御達書三通差上候、追々きまりつき候事にて御同慶奉存候、万同人より可申上事候、乍末御惣容様へ宜敷御申伝可被下候 頓首

十一月十一日

幹文

拜

色川大人几下

尚々めつらしき御品御贈被下、毎度御厚志の所感銘罷在候、此墨本座右見合候間進呈仕候、御笑納被下候は、大慶可奉存候

後年、第一高等学校教授となり明治前期の国文学者として知られるようになる水戸藩士石川幹文（孝三郎、号は桑園）

は、若いころから三中に親しみ、三中夫妻からも可愛がられた人で、『古学小伝』の中にも、刊本『新編常陸国誌』の序文にも、三中についての追想文を寄せている。⁽¹¹⁾ その幹文の手紙は、三中の紹介状をもって訪れてきた真菅の勇壮さに感心して、希望の入門のものを取計ったが、この老人に対する取扱が酷で同情に堪えないと報じているのである（尚、幹文も三中に黒船情報を提供していたことが文中に示されている⁽¹²⁾）。

この間の経過を真菅の日記を徴すると、

四日 天晴（中略）根本先生御出

五日 天晴 先生逗留、西洋流砲術物語

六日 天晴 土浦行

七日 天晴 土浦逗留

八日 天晴 水戸行、石川孝三郎殿対面、砲術先生申入

九日 雨降 東照大神君拜礼

十日 天晴 先生宅行、五丁矢庭へ行

十一日 天晴 入門、先生対面、神発流と称す

十二日 天晴 鉄砲稽古す、大砲を引出し一度其次第を稽古いたす

十三日 天晴 水戸出立し土浦来る

十四日 天晴 野口太助へ鉄砲注文、其余は日記別に有

と簡単に記されている。簡略な記事から推測すれば、真菅の水戸行は、来泊した熟知の儒者根本兵馬との談話から急に思いついて決行されたものようである。翌日直ちに三中へ駆け込んで手配を頼んで水戸へ急ぎ、入門を果すとまた土浦へ戻って、自分局の鉄砲を注文したのである。戻ってきた真菅の話を、三中は『片葉雑記』にこう詳記している。

同日薄暮、大久保七郎左衛門ぬし従水戸帰り、過にし八日には途中にて水府侯献上大筒、小川の川岸へ出し舟積するに出あひ、少々ひとり遅く水戸下町へ着、宿や泊る、九日石川君へ参り宿志申述、夫より雨中なから上町其外見物、四丁目那波屋へ泊り、十日石川

徳五郎君奥御祐筆頭とり御目見、夫より師範福地政二郎と申仁歳四十四五才と云々へ御目見、何れも耄体敢死の情御感と有之、殊に遠路被慕来候段呉々珍重の旨にて、尚同志のもの候は、幾人にも連参り可申、何れにも教示可遣旨の事、且我新流炮術は我得といふにはあらず、前納言公西洋炮術数人より御考窮被遊、何れにても弁利宜敷御方をとり全備被遊候術に付、則黄門様御流義と心得、慎て相習熟致候様にとの定なり、忝段御請申候処、一同御喜悅、石川君より黄門様御文飢鱧の節の掛字掛置候をはづし被遣候、孝三郎ぬしより我等へ楠公の真像其外書状懇に被遣候、別ての喜悅と申し候

真菅の入門先が黄門直制といわれる神発流の砲術師範福地政二郎であったことが分るが、さきに引いた石川幹文の手紙と真菅の談話との間には大きなひらきがある。幹文が同情しているような真菅に対する冷酷な対応を真菅自身は全く感じていないばかりか、強い励ましをうけて感動し一層発憤しているのである。

このようにして始つた大久保真菅の水戸における砲術修行のその後の経過は、真菅三中の往復書簡や真菅日記、『片葉雑記』によって詳しく辿ることが出来るが、余り繁雑にわたるので、以下その大筋を追うにとどめる。次に引用するのは、十二月二三日付の沼森村鷲神社神官高橋相模の書簡の一節である。

且大久保老人の儀、昨日御子息被参、物語の次第具に申上候、御家内へもろく御相談も無之、一子の思召より事起り、^(衛)砲突も水府井関先生様へも門人に相成候趣、御子息達も大に心を痛め、先はいさめ申候得共家内一同痛心の趣に御座候、誠に困入申候者に御座候、乍去是迄思込み候儀は早速には止めかたく可有之候間、其意にも相任せ可申候得共、小子迄も痛心仕候、第一此節金子要用申遣候得共、年柄も悪候様に壬生様御用金旁々故、峯作子も当分差支候趣、尤此金は早春に御地へ持参仕、万々御物語申度由同人被申候間、委細は其折可申上候、御宅様へ御迷惑の次第も御座候やに痛心有之候、関先生へも程好仕度物に御座候、隠す事は顯るゝの通りにて、黒木様へ相洩候のみも一同不宜儀と遠察仕候、何卒右の患も無之様仕度候、大久保老人参り候は、御配慮にて宜敷御咄し可被下候、又々悴より可申上候、

かねてから思込みの強い性格とはいえ、この度の真菅の直情径行に悩まされ心配させられている家族や周囲の人々の姿が素直に示されている。土浦で鉄砲を注文して一旦家に帰つた真菅は、十二月十五日にまたまた三中を訪れてきた。そして『片葉雑記』同月十六日条には次の記事がある。

今朝、真菅河原代へ行、但し木村氏勧めの爲也、同事(真管事也)家内子息両三人達て差留候へとも難止候には、西洋流鉄炮打習候て出陣の積り也

真菅が砲術修行を勧めに行った木村氏というのは、三中の養子政吉の実父、木村藤左衛門のことである。そして、二日後の十八日に真菅は藤左衛門を連れて三中の許に戻ってきた。三中は二人のためにまた水戸藩士の友人に宛てた手紙を持たせて送り出している。藤左衛門は入門を許されて二十二日に戻り、真菅と同様、土浦の鉄砲鍛冶に自分用を注文した。

真菅の勧めに同じて水戸での砲術修行を始めた木村藤左衛門は、現在でも関東で有数の穀倉地帯である小貝川下流域にあたる下総北相馬郡河原代村の豪農で、土浦侯土屋家の分家に当る旗本土屋氏の割元・地頭賄人を勤め、天保一三年現在出作分を含めて二五五石余を所持した大地主である。⁽¹³⁾地頭との接触の多い藤左衛門は、この筋から入手する黒船情報を克明に三中へ提供しつづけたことが、『片葉雑記』や『来翰集』によって知られるが、ペリー出航を報じた嘉永六年六月一七日付の書簡の一節を試みに引用しよう。

然は過日は、浦賀表へ異国船渡来に付世間騒々敷候節、米の儀度々被仰越、御深切の段難有奉存候、其節は右一条に付江戸表急用向度々申参、甚取込罷在候間、御返書も差上不申失敬御用捨可被下候、此度の義は噂より大造成事と承り申候、先浦賀表へ渡来の異国船去る十二日退帆致し候趣御触出に付、江戸表も鎮静に相成候よし昨夜飛脚のもの帰村仕候、御同様大慶奉存候、拙者杯も屋敷より沙汰次第可罷出旨被申付、甚心配仕居候所、前条の次第に付安心仕候

ここにも三中が米のことで再々注意をうながしたとあるがその具体的内容は判らない。しかし、三中らが黒船渡来の報に接して危機感とともに営業のことを逸早く考えたことは、さきにも触れたところである。この手紙でもう一つ眼をひくのは、藤左衛門もまた「拙者」の自称を用いる点である。苗字帯刀御免、代官格の身分を帯びた藤左衛門のことであるから、半ば武士の意識をもったことは当然といえるかも知れない。実際、「地代官木村藤左衛門」に対して、河原代ほか三か村の名主・介役とそれら村々の「武役の人夫」二〇人とともに、早飛脚をもって達し次第「即刻可罷出」との申渡書が、地頭土屋氏の用人から届いていた。⁽¹⁴⁾しかし、それが藤左衛門を振り立たせるものでなかったことは、手紙に「甚心配仕居候」

と書いているところから明かである。彼は武士などではなく、全くの百姓であり、しかもなおかつ「拙者」だったのである。

加之、職掌柄、出陣を目前にした旗本の武力がどのようなものであるかを具体的に知る機会に恵まれていた。出陣待期の申渡書の発給人と同じ用人の名で出された「御武備御入用品々取調書」は、主人の具足・太刀・陣羽織を初め、中間七人と徒二人の具足の新調費に鉄砲八挺の修理代などを合せて一三二両一分二朱余の金子調達方を、こちらは「割元木村藤左衛門」宛で受取っていたからである。⁽¹⁵⁾新調の具足をつける中間・徒が、領地から徴集される自分たち自身であることは、平常地頭屋敷に出入している藤左衛門には自明のことであった。つまり、地頭が出陣するための装備はすべて領民の負担によって、兵卒はすべて領民自身によって賄われねばならず、それらの調達を藤左衛門が命じられたのである。

大久保真菅の勧誘をうけて直ちにこれに応じ、水戸へ赴いて神発流砲術師範福地氏に入門した木村藤左衛門の心意を語る直接の資料は見出されていないが、「拙者」たちを措いて外敵に立ち廻うものはないとする真菅の熱意に同感する条件は、藤左衛門に十分に備わっていたと思われる。

これ以後、藤左衛門は折々自宅へ帰ってはまた水戸へ行って砲術を習うことを続けたが、出奔同様に家を出た真菅は一図に修行に打ち込んでいった。十二月二二日に借家を借り、薙二枚を買って西日の当る所へ布いて寝、鍋を買って自炊して厳冬を越した。稽古よりも師家の雑用に使われることが多かったが、「成る丈け困屈に仕り修行仕るべく存じ候」と挫ける気配もみせなかった。三中の依頼で入門仲介の労をとった石川幹文が心配して、度々様子を報告した中で

御承知の通り其為人疎豪にて度量にともしく、ようすればつきあたりの者なるへくと存、追々仕むけ候心得にて候へ共、猶何分御明察にて御取扱可被下候、若し忤なる人罷出候は、得と御談合被下候様仕度候

と三中へ申入れている。「人となり疎豪にて度量に乏しく、要すればつきあたりの者にて」という幹文の観察と「実々鉄石の如き日本魂の人、誠に感心の事」(『片葉雜記』嘉永六年十二月二二日条)という三中の感想との間には、かなりの距

りがある。

年が替って嘉永七年正月、ペリーの再航に壬生藩は真菅に郷足輕として出頭することを命じた。息子の名主七郎兵衛は親戚を水戸に派して同行帰宅を求めるが、真菅は肯じない。提出されたかどうかは判らぬが『来翰集』に正月一九日付の藩に宛てた真菅の口上書が収められていて、従軍はかねて出願していたところだか、現在水戸で神発流砲術を修行中であり、いま郷足輕組に入れられては「困窮ながら折角入用相掛、稽古致候術」が「何の御用にも相立ち申さず」といって徵用を拒否した上、「御上様において若し右砲術御用い相成らず候節は、新発流熟し候上、何方なりとも罷出、鬪国の御用にも相立候様との志願であると申立」てている。自費で砲術を学んでいるのは領主のためではなく、鬪(全)国の用に立ちたい一心だというナシヨナリズムは、真菅が国学の学習を介して三中から学んだものであったに相違ない。

徵用拒否、師家福地氏の手についての出陣という父の決意を知って、生涯の分れにと水戸へ赴く途中立寄った息子の七郎兵衛を送りだした三中は、水戸藩出陣の報に接して、通過する真菅に一献を饒けようと、熨斗・勝栗・昆布を用意して待機した。そこへ真菅からの飛報も届く。赤心報国の印しの文字を見てほしい。「申上度き義尽し難く」「御一統様へ宜敷奉願上度く、末ながら御内圭様御全快を相祈申候」とある奥に

しなは死いきなは生よわかのちは天しらしむる神のまにまに
いかつちの響くか如く我か放つ筒の先にて皆ころしせん

の二首が書き添えられていた。

だが、師範福地氏が水戸残留と決したために、真菅の出陣は実現しなかった。そして、苦難の砲術修行が続けられた。「御領国の衆中并御家中」の新規稽古に追われる師から、矢場への出勤に遅刻したとしかられながら「諸士の小走のみ仕候」と、流石の真菅が三中に嘆じる日々が続いた。

この間、河原代村の木村家からの飛脚が三中の許にきて、地頭の奥方が村へ疎開してくるといふ通知を届けにいくので

主人の水戸の居所を教えてほしいという。真菅とは違って藤左衛門は飛脚と同道してすぐ帰宅し、奥方一行の迎え入れ準備にかかる中から、地頭用人の書状や公儀触出を写して、三中へ情報として送ったり、江戸へ出府した序に神奈川まで足を延した見聞を伝えたりしていたが、三月初めにまた水戸へ行って砲術修行を再開している。

ペリーの再航に伴う真菅・藤左衛門のあわただしい動きの間に、真菅の友人で三中への入門を仲介した沼森村の神官高橋相模が、かつて三中の書生をしていた息子の靱負とともに、三中の許を訪れている。その用向は「西洋流鉄砲筒拵候様に致し度心願」であった。その具体案は、やがて砲術に習熟するであろう真菅を帰村させて、農民に教授伝習させる。そのため必要な鉄砲を製造するために、沼森村の農鍛冶重五郎を水戸に派遣して製造技術を習得させようというのである。

かねて土浦の鉄砲鍛冶に依頼した一挺さえ出来てこないのを気に病んでいた三中は、この案に同意しただけでなく、自らも出入の焼印師金助を水戸に送ることを決意し、在水戸の真菅宛の手紙を持たせて高橋父子を水戸に送りだした。高橋相模は菅谷村庄屋名主七郎兵衛（真菅の子忠善）が差添人として連署した水戸藩宛の願書を携えていた。鉄砲製造業の新規開業が「容易に相成らざる義」であることを考慮して、「御威光を以て鍛冶職被仰付被成下置度」と出願したのである。真菅に学ぶ者は水府流の門人であるから、「非常の節は御門人初め何時にても皇国の御用に相立可申」というのを出願の理由に申立て「先づ試に御門人に相成候者の持筒計も出来に相成候様」に致したいと願書は結んでいる。

水戸藩は、当然ながら難色を示した。「御当家よりにては他領の事故、取調ひに相成不申候間、若し立（達）て願に候は、江戸表御鉄砲衆へ書状遣し可申旨、左候ては国許如何の名に候哉」というのが、その言分であった。仲に入った真菅は、三中に経過を詳細に報告した上で、「私義此地に罷在候内は、書状にて相済申候故、睨と取極候上は何時にても書状貫請、可遣存意に御座候、御安神可被遊候」と述べている。つまり、師家から凶面などを貰い受け、通信で製造法を伝えるといっているのである。

しかし、そのような仕方で鉄砲製造が実現できるものではない。水戸に見切りをつけた高橋父子は、真壁郡大國玉村

(現在大和村大國宝)で技術伝習がうけられる見通しを得たようである。靱負からの来状に

其節御相談仕候一条、大國玉杯へ参り段々様子承り候処、大に宜敷大方は出来可仕候間、御安心可被成下候、金具の義も水府迄参り不申候ても、大國玉にて火打もとんとも出来候間、此方にて相分り候事に御座候間、金助へも宜敷奉願上候

と報じられており、三中が修得させようとしていた土浦の銕職人金助も受入れられることが伝えられている。尚、文中の「とん」とは Dander で、雷管に塗る火薬のことであろう。その後の相模の来状によると、重五郎の鉄炮鍛冶修行について親方職人から異議が入り、一旦親方の許へ赴いて一か月働いた上で身柄を相模が引取り、大國玉へ送ることに話がついたこと、それに先立って大國玉への入門手続は既に済ませ、江戸表への手続も師匠の方で取ってくれること等が三中に報じられている(三月二二日付書簡)。

事がこの方向に運んでいる時期に、真菅は土浦を経て一旦菅谷の家へ帰っている。そのとき真菅に託して届けられた水戸の石川幹文の三中に宛てた長文の書簡がある。それは、出立前に真菅へ語った幹文の勸説の主旨を詳細に記した上で、三中の配慮を求めたもので、要するに本人の「憤発」には感心するが、「同人一人なきとて水戸には何のかけ候事も無之」のが実情であり、一方最近の本人は「勢よき杯人々にほめられ、此頃はよほと自負いたし候哉に」みうけられて、「時々了簡も封候様子にて、唯今の当人の了簡に任せ候は、行末指支も出来可申やと、とりこしなから苦心に存せられ。それ故「小生は修行出来候上は、矢張在所へ引取候方可然奉存候」というのが幹文の結論で、三中の同意と説得を求めたのである。

石川幹文は、おそらく三中・高橋父子が進めていた農民武装の計画を知らなかったのであろう。水戸でこそ不用の人物だが、領主壬生藩が登用するかも知れぬし、他に望む藩も現われよう。「左なきとて、同志の者大勢有之候は、何れの諸侯へ其節にいたり奉公いたし候は手安き事に候」と言っている。

かねて真菅からも「万端御密意承度奉存候」と申入れられていた三中の意中を明示する資料は、今のところ見出すこと

ができない。もともと自己制禦力の乏しい、それだけに行動力に富んだ真菅の、家出同様の水戸修行を、初めに食い止めようとしたのは息子の七郎兵衛忠善であり、親友の高橋相模であって、それに感動し援助したのが三中であった。学者肌の石川幹文は終始持て余し気味であった。そして、やがて真菅の砲術熟達に期待し、鉄砲製造技術を手に入れて、彼を師範とする農民武装の計画を立案したのは高橋相模であり、これに協力したのがその息子の靱負と真菅の子忠善とであって、これに三中が同調したのである。真菅の壬生藩郷足輕拒否の書面にも示されていた通り、彼らの武装は領主のためではなく、闔国のためであった。かねてから領主武士の無能力を痛歎し、これに代って国家の危機を支えるものは唯一つ民力だというのが、三中の強い信念であったことは、『片葉雑記』に繰返えし表明されたところである。当初こそ農民の武力を武士のそれを補完するものとする考えが真菅や三中にどれほどかあったことは察せられるが、相模らの計画が立てられ以後は、民軍そのものの構想であったと思われる。

異った文脈からではあったが、幹文がいみじくも「同志の者大勢有之候は、」といった方向へ、事は改めて進んでいったようである。一旦家に帰った真菅は

扱帰宅以来一日も休も無之、所々押歩行、一兩日以前岩井間中氏へ罷越候処、是も同意、腰折れ仕当時引込罷在候て、世の有様を相歎罷在候、下拙の砲術等大悦の様子、近々入門も致度、乍去面々は最早是にて朽果候とても、悴共へ神州の勢気を含度し杯、終夜物語、勿論当人大病の処に有之候へとも、病不厭物語致、兩人共似合候咄しに夜を更し申候

などと三中に報じている。水戸街道岩井宿の間中与左衛門は近隣に聞えた強壯名主で、その噂は『片葉雑記』にも録されている。真菅は、余日なく近郷近在を「押歩行^{おしあるま}」して民間の洋式武装を説いて、同志を募っていたのである。

真菅はこの年七月に神発流砲術の中極意免許を福地広延から授けられた。奥儀初伝を免許されたのは、三中死去の二月前、安政二年四月のことであった。⁽¹⁶⁾しかし、三中一門の計画した農民の洋式武装がどこまで実現したかは残念ながらまだ詳かでない。ただ旧菅谷村地内の大久保家伝世の原野の一角に、当時の矢場（射場）の跡が現存するばかりである。⁽¹⁸⁾

高橋相模が大国玉村へ派遣した農鍛冶重五郎の鉄砲鍛冶習得も、思うように行かなかつた。安政元年七月二一日付の手紙で

かじ一条の儀、諸方手續も宜敷、相始め候ても差支無之候得共、元々相談仕候番掛村重五郎儀は、少し手始め為致候処、一人前の手きわに出来兼、右者にては行々不案心に候間、大国玉村職人にて相始め申度、細々内談仕候得共、上職人は来春に不相成候ては手放棄候由、尤外差合も無之事に付、程好延置候積り、重々御痛心も被成下候得共、前段の始末不悪御承引可被下候

と、相模はその後の経過を三中に報告している。速習の重五郎では技術的に不安なので、大国玉から熟練者を招くことにしたと述べたあとに、重々ご痛心もなし下され候へども、前段の始末、悪しからずご承引下さるべく候と言っているのが注目される。計画の中心に、やはり三中がいたことは明らかである。しかし、三中の没後、沼森村地内における鉄砲製造がどうなったか、私の調べはまだそこまで及んでいない。

因みに、河原代村の割元名主木村藤左衛門の砲術修行がどこまで進められたかも明らかでない。比較的よく保存されている木村家の文書には、なぜか砲術修行そのことについて徴すべきものが全く見当たらないのである。

大久保真菅のその後について書き添えておこう。「真菅翁家伝」は「帰家講習甚勉、関宿藩延為師、郷党志士受業者頗多」と述べたあと、元治元年武田耕雲斎・藤田小四郎らの天狗党挙兵のことを知ってこれに加ったことを伝えている。事実、天狗党に関する記録によると、真菅は武器奉行、砲術師南の役を帯びて加わっていた。しかし事志と違って敗走、その消息を断った。嗣子忠善は父の最期を求めて信州・越前にまで手を延すうち、明治元年一月に至って、茨城郡矢野下村の山中で自害したことを探り当て、郷里に改葬した。

忠善の孫に当る当主茂七郎氏のもとに、息子忠善に宛てた真菅の次の書簡が伝えられている。

先日筋より此方可参候由に有之哉耳に残り申候、此義此方へ参不及候間、真田伊豆守の振合、両端に相分れ申度、就て福地先生弥打、私可申候旨諸士方へ相達候間、我等義は筋に寄死亡難計存候間、其許義、先祖え幸心の義相弁居候は、不遠内五丁矢場へ罷越、某始

末遂一申立、御味方相勤可申候、彼地にては必々生を相守、成丈祖先の英名相輝可申呉々頼入候、余後雁の節可申進候

真田氏の故事を引いて、父子両端に分れることよって家を後代に伝えようとした、まさに真菅の遺書に相当する書状である。当時の語法に従えば「狂す」るが如くに、激動する時局に径行した真菅が、家の存続を念じつづける農民のしたたかきを見失わなかったことを物語る貴重な文書である。忠善は、父の意を帯して、八州取締の乱暴な家宅捜査にも耐えてよく家を守った。⁽¹⁷⁾

む す び

『片葉雑記』『草の片葉』『来翰集』の三部から成る色川三中の黒船一件記録の内容は、不十分ながら以上に紹介したようなものである。そのような記録を残した三中の意図の底には、特定の歴史観がある。その歴史観が、かねてから彼に日記を書きつづけさせ、また歴史の研究に従わせてもきたのであった。

三中の全容は、今後別稿を積んで明らかにしたいが、さし当りその歴史観と歴史研究について一言すれば、彼の歴史観はシャーマニズムに通じる予兆の土俗に発するものであったと思われる。『片葉雑記』に毛虫の群生を丹念に記録しているように、三中は這う虫の災ひにおびえる「迷信」の信者であった。⁽¹⁸⁾そしてこの迷信は、毎日の日記に天候と風向きを欠かさず記入することよって豊凶を予測することとひとつながりのものであり、現在おこりつつある事柄の中に未来を予測し、遡って過去のうちから現在と未来の方向を予測しようという彼の歴史観の根柢ともなっていた。

三中には、いわゆる著書と名付くべき纏ったものが一冊もない。遺稿はすべて覚書・随筆の体裁をとり、その歴史研究は一見好事家の故事詮索のように見える。しかし通観してみると、彼の研究対象は土地制度と税制の歴史に据えられており、その研究主題は「民富の形成と阻害」であったと思われる。そして彼の研究手法は、きわめて実証主義的であった。形の上で最大の業績となった『香取文書纂』七〇巻の編修は、太閤検地の土地制度上に占める劃期的意義を証明する史料

を在地に求めた結果に他ならなかったし、古物の遺品を博搜してその実測図を集成したのは、租税負担の実体を知るために不可欠な仕事と考えたからであった。そのような実証主義を、彼は最初に手掛けた本草学から学んだのである。

三中の本草研究は、家業である薬種業に伴うものであった。破産状態で家を嗣いだ彼が再興策としてとった、在村医者への薬種行商の途すから、眼にふれた植物の生態を記録し、本草学的に同定することが、彼の最初の研究だったのであり、この商法が色川薬種店を間口一五間の大店に盛り立てたとともに、この本草研究がその後の三中の研究法を定めたのであった。

兼業の醤油醸造業における三中の新商法は、それまでの江戸向け一方の営業から、商標を別にした安値の製品を製造して、在地売りを始めたことである。醤油の原料である小麦と大豆は、筑波・新治を中心とする南常陸の特産物であり、醸造に要する大量の薪も、江戸への主要な供給地であったこの地方に多い平地林の産物であった。

本稿で紹介した『片葉雑記』で、黒船渡来に伴う在地の動向に関する情報が蒐められた地名を地図に印しづけてみると、特定の拡りをもった範囲が浮び出されてくる。既述の通り、情報は既存の交際の上でだけ蒐められたのであったから、この地理的範囲は三中がこれまで営んできた日常的な生活行動の範囲を示している筈である。この点についての検討は三中の諸側面を明らかにした後でなければ確定できないが、(1)医者向けの薬種行商先、(2)小麦・大豆および薪の仕入先、(3)醤油および肥料としての醤油粕の販売先という営業上の関係と、(4)小山田与清門下の歌人、考証派の和学者としての文芸上の関係とによって結ばれた土地であったことは確実である。それらの関係が、屢々重複していたことはいうまでもない。

私の三中研究は、ここに紹介した黒船一件記録を手掛りにして、幕末期に形成されつつあった新しい「地域」——それは、『片葉雑記』の地名図が示す通り、所領とは殆んど全く拘りのない特定の地理的範囲である——の意味と構造を、そしてまたその地域を「地域」たらしめるための結意の機能を果した三中とその友人・同志たちの経営と意識や思想・行動

を、重層的な一つの全体像として把握することを目指しているのである。そして、いまの私がイメージしている色川三中は、幕末の日本に生まれつつあった特定の「初期ブルジョアジー」の人間像なのである。(一九八一・八・二八)

注

(1) 三中と親しかった長嶋尉信が同様の仕方では来状を保存していたことが望月茂「長嶋尉信」(『伝記』一一八。昭一六)に見え、また三中・東雄とともに鹿島神社に桜を献樹した行方郡牛堀の須田茂十郎が簡易な巻物にして来状を貼込んでいた例もあるから、このようにして来状を保存する習俗が当時この地方で行なわれていたのであろう。尚、望月氏は「三中も同じやうに、丁寧^ニに手紙の綴込帳を作つてあるが、双方とも、今日では完全してゐない」と記しておられる。静嘉堂文庫に現存する三中来翰集は完本でないのであろうか。

(2) このように署名や宛書の部が切れている例は他にも多い。湯本武比古『贈従五位色川三中翁略伝』に、「翁は勤王の志深かりしも、世を憚り、殊に幕府の御用商なりければ、最も其の嫌疑を招かんことを虞れ、来翰の如きは、如何なるものと雖も悉く之を帖にして保存せられしに拘はらず、幕府嫌疑の種となるべきものは悉く火中せられ、或は京都堂上方よりの書翰の如きも、其の署名の所のみを切り捨てられたる形跡明かなり」とある。堂上方からの書翰は現存の来翰集に見当たらないが、署名などを切つた理由が湯本の説く通りであったかどうかは疑わしい。三中にとって保存に価したのはその内容であつたと思われる。

(3) 『片葉雑記』に散見する穀物と銭相場の記事の少からぬ部分は、近江屋仁兵衛からの通知によつたと推測される。

(4) 鬼沢大海は常陸で唯一人の鈴屋系の国学者で、その著『常陸旧地考』は三中に地誌への関心を呼びました。紀行『鹿島立』と歌集『緑舎集』が『鬼沢大海遺稿』(石岡市史編纂資料四)として豊崎卓氏の校訂で公にされている。

(5) 『草の片葉』巻五に収められている。
 (6) 三中はこの眞菅書状の追書の行間に次のように細字で書き込みをしている。

此後八月三日高橋氏此書面持参していふ、昨二日の古河市に米四斗式三升と云々、他人いふ、流山辺亦四斗三升、江戸に不抱土地に米なくして如此、又聞江戸四斗三升の買人有、其者牢者^ウになり其跡四斗五六升の処、五升ほど此節下けて五斗位也、土浦は七月下旬殿様米四斗九升に六百俵四五人にて引請たり、其米船中^ウにありて于今に此川岸にあり、四日出船、定て大損毛敷、乍去わせ方茹てうり出す事多し、夫に不抱如此古米高直なり、或いふ、鍋嶋侯十万兩御買入云々、是は雑説なるべし
 米価の動きに対する三中の強い関心を示すものである。

(7) 『真菅日記』大久保茂七郎氏所蔵

(8) 三中の真菅宛書簡は大久保茂七郎氏所蔵。以下も同じ。

(9) 三中日記は土浦市立図書館所蔵

(10) 三中とその一門の古文書採訪調査については別稿で纏めて考える。

(11) 『古学小伝』に寄せた幹文の三中追想文の一節に「又志のみありて書も歌もよまぬ門人もあり、下妻の在なる大久保七兵衛といふものなど然り、六十あまりなる田舎人の律義なるが、翁の説に感じ、発奮してわざと水戸に行て、袍術を習業し了て、終に筑波山の戦に死れたりき」と、真菅のことに言及している。書も歌もよまぬは、いさゝか同情を欠く書きぶりである。

(12) 『草の片葉』には水戸藩の動向に関する情報が多く集められているが、その提供者はかつて同藩に仕えた長嶋尉信と石川幹文であった。真菅が水戸滞在中に送った分も少くない。

(13) 木村家の概略は『史料館所蔵史料目録第三十二集』として刊行されている木村家文書目録巻末の藤村潤一郎氏による解題を参照

(14) 木村家文書に次の申渡書がある(文書番号一九〇六)

申渡書

御知行所

河原代村地代官

木村藤左衛門

同村名主井介役

木村重左衛門

菊池重左衛門

松浦治左衛門

山崎儀右衛門

外ニ武役の大夫式十人

右は此度浦賀表へ渡来の異国船動靜に寄小普請の面々出張被仰付候義も可有之旨被仰渡候に付万一殿様も御達の通御出張被成候義有之候は、早急飛脚を以可申達候間前書名前のもの并武役の大夫即刻可罷出旨兼て心得可罷在旨被仰付依之下知書たるへく者也

嘉永六丑年六月

三浦幸右衛門印

色川三中の黒船一件記録について(下)

右河原代村

木村藤左衛門

同村并柏田村下根

村惣役人中

(15) 木村家文書九八七

(16) 免許状は大久保茂七郎氏所蔵

(17) 明治二年三月「七郎兵衛書上」大久保茂七郎氏蔵

(18) この点は、名主層から成る三一中一門の運動と中下層農民との関係を知る上で重要である。権力の「収斂」によって中下層農民の生活が破壊されており、その一揆によって現在の権力が打倒されるであろうことを思っていた三中らが、現実にとのような関係を彼らと持ち、乃至持とうとしていたのかという問題である。この問題は別稿で扱うが、三中と真菅がそれぞれの日記の中で不二講の集団行動のエネルギーについての感銘を述べていること、それにも拘らず、明治二五年に書かれた「真菅翁家伝」(大久保家蔵)に「婦家講習甚勉、岡宿藩延為師、郷党志士受業者頗多」と誌されていることを指摘するにとゞめる。

(19) 三中が御幣かつぎであったことは、彼の日記からも窺える。夢見を気にし、工場増築の可否を笠間稻荷の御御鬮に問うなど、数えきれない例がある。三中は決して時代を超えた知性人などではなかった。

追記 本稿の作成について、資料所蔵者である大久保茂七郎氏・土浦市立図書館・静嘉堂文庫・国文学研究資料館の一方ならぬご配慮に与かった。また関係資料の探訪に協力して下さった岩崎宏之・斎藤茂・糸賀茂男・落村潤一郎・鶴岡実枝子・戸沢行夫・小室正紀夫妻・高安克子の皆さんに深く感謝する。